

災害・サイバー攻撃に負けない強い企業へ!!

事業継続力強化計画 策定ワークショップ

⚠ ヒト・モノ・カネ・情報

～経営資源を守るためにできること～

- ・新たに策定をお考えの方
- ・策定から3年超の方
(見直時期：策定から3年)

多発する水害などの自然災害、サイバー攻撃によるシステムの停止は企業にとって大きなリスクであり、「BCP（事業継続計画）」や「事業継続力強化計画」策定の重要性は更に高まっています。
本ワークショップでは、BCPに関する基本的な考え方と、BCPの第一歩である事業継続力強化計画と一緒に「策定」し、国への「申請」までサポートを受けていただけます。

日時

11.5 水

13:30～16:00

場所

米子商工会議所 7階 大会議室

〒683-0823 鳥取県米子市加茂町2-204

駐車場に限りがございますので、満車の場合は米子市役所に駐車ください。その際、割引処理をいたしますので駐車券をご持参ください。

策定メリット



低利融資
保証枠拡大

防災
減災設備
税制優遇

補助金
優遇措置

プログラム

1	中小企業強靱化法における事業継続力強化計画とBCPの違いおよびインセンティブ (国、県の各種支援制度のご紹介)
2	事業継続力強化計画策定ワークショップ (実際に計画書を作成してみましょう)
3	質疑応答
4	計画作成と申請フォローアップのご案内 ➡後日、計画書を添削し、申請までサポートします

講師



日本に6名しかいない専門家
(中小企業庁検討委員) が直接指導

SOMPOリスクマネジメント株式会社

エグゼクティブコンサルタント 高橋 孝一 氏

【講師プロフィール】

入社以来44年間、企業のリスクマネジメントを専門に歩み、著名企業を対象とした「リスク管理体制構築支援」、「火災・爆発・風水害などの事故防止」、「製造物責任対策」、「事業継続マネジメント(BCM)」などの指導や団体向けセミナーの講師等で活動。

- ・内閣府BCP策定運用ガイドライン作成専門委員
- ・日本商工会議所のBCP策定指定講師
- ・中小企業庁BCP策定運用指針作成専門委員
- ・事業継続力強化計画検討委員



受講料無料 | 先着30社 | 申込は裏面を参照ください

【主催】米子商工会議所

【共催】米子市、損害保険ジャパン株式会社山陰支店米子支社

【後援】鳥取県

【お申込方法】

右記QRコード、もしくは、当所HPよりお申込みください。
下記受講申込書をご記入の上、FAXからもお申込みできます



申込締切

10/31(金)

【参加申込書】 11月5日（水）開催「事業継続力強化計画」策定ワークショップ
米子商工会議所 産業振興課（担当：吉田）行 FAX:0859-22-1897

事業者名		役職 ・ 参加者名	
所在地	〒		
業 種		TEL・FAX	
e-mail			

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞ 参加申込書にご記入いただきました情報は、本セミナーの運営のために利用させていただきます。

「事業継続力強化計画」の概要

「事業継続力強化計画」は、中小企業が自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。

令和元年7月施行の「中小企業強靱化法」により、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、経済産業大臣がその計画を認定する制度が創設されました。

認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等のメリットを受けることができます。

認定ロゴマークについて

「事業継続力強化計画」や「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた場合、認定ロゴを使用することが可能です。認定マークの活用による会社の信頼度向上！



「2回目の申請対象事業者」のご案内

中小企業庁では、令和4年6月27日「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」を更新しました。本省令により、事業継続力強化計画の2回目以降の申請を行う際に実施状況報告書の添付が必要となりました。

【改正の概要】

本制度は実施期間（3年以内）を設けており、認定事業者に対し、定期的な見直しを行いより実効性の高い防災・減災対策を行っていただく観点から更新制度を設けておらず、新たな認定を受けるためには、2回目以降の新規申請を行うこととなります。また、対策の継続性の観点から現在の計画の実施期間中であっても2回目以降の申請を行えます。

2回目以降の申請を行う際には、直近の計画（3回目の申請の場合は2回目の計画）の実施状況を記載した書面（実施状況報告書）を添付しなければなりません。（中小企業庁HPより）